

平成30年1月31日
独立行政法人郵便貯金・
簡易生命保険管理機構

郵便貯金規定の改定について

平素より、郵便貯金をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成30年5月1日付けで、下記のとおり、郵便貯金規定の改定をいたしますので、お知らせいたします。

記

1 改定する規定

通常郵便貯金規定

2 改定する理由

当機構が支障がないと認めて貯金の相続に伴う分割払戻しの取扱いをする場合について、システムによる算出方法を追加するため、郵便貯金規定の改定をいたします。

なお、改定する郵便貯金規定の詳細については、[別紙「約款 新旧対照表」](#)をご覧ください。

3 改定日

平成30年5月1日（火）

【お問い合わせ先】

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
貯金部業務課

担当： 割石、田村

電話： 03-5472-7104

FAX： 03-5472-7169

E-mail： kikou_atmark_yuchokampo.go.jp

（注）迷惑メール防止対策のため「@」を「_atmark_」と表示しております。

送信の際には、「@」に置き換えてください。